

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市松ヶ崎児童館	施設種別	児童館
評価機関名	社団法人京都社会福祉士会		

平成24年5月10日

<p style="text-align: center;">総 評</p>	<p>松ヶ崎児童館は四季折々の景観が楽しめる自然に恵まれた環境の中にあります。松ヶ崎小学校からは約700メートルの距離にあり、子どもたちが通うには少し不便なのですが、地域の自治連合会が中心となり、地域全体で子どもたちの見守り支援が行われているため、児童館通いの安全性が保障された地域と考えられます。H23年に左京区合同庁舎が移転して来たことを機にエコ学区に指定され、地域全体で取り組んでいる“エコ運動”に、児童館も毎月1回エコキャップの収集で参加しています。</p> <p>松ヶ崎児童館の母体は社会福祉法人京都市社会福祉協議会です。大きな組織のスケールメリットを活かした様々な取り組みが、児童館事業と学童クラブ事業のサービスの質の向上につながっています。「子どもの自立支援」「子育ての社会連帯」「共生の町づくり」を児童館の役割と活動に掲げ、子ども・保護者及び地域の人々との“絆”を大切にしています。年間延べ200人の地域ボランティアや自主組織である自治会や保護者会等との協働により、子どもたちの自主性・社会性が育まれています。</p> <p>制度上、少人数の職員体制であることから、日常業務に能率・効率が求められる事業所ですが、館長のリーダーシップの下で職員一人ひとりが課題解決に創意・工夫をこらし、担当任務を敏速に遂行している様子が印象的でした。</p>
<p>特に良かった点(※)</p>	<p>○地域の異年齢・異世代交流の促進</p> <p>「京都市児童館活動指針」が掲げる「子ども育成」「子育て家庭支援」「地域福祉推進」の実践において、自治連合会や民生児童委員協議会、近隣学区の児童館、地域ボランティア等の地域の組織・団体と協働し、異世代・異年齢間で楽しむ趣味・スポーツ、「こどもクラブ」活動や「親子ふれあい広場」の開催等を行っています。</p> <p>○サービス実施計画の策定と定期的な見直し・評価の実施</p> <p>利用者アンケート調査の結果に基づいてサービス実施計画を策定し、その妥当性を丁寧に振り返っています。又、連絡帳、月間利用報告、日誌、活動記録誌、活動報告書等の記録から、活動内容や子どもへの対応が理念に沿ったものであることが理解できます。</p>

	<p>○児童の自主性・主体性の育成 小学校2年生から6年生までの幅広い児童が集う「手作りクラブ」において、子ども自らが企画し、司会進行を行うことを支援しています。また、活動の中で高学年の子どもが低学年の子どもの面倒をよく見る等、異年齢交流が育まれている様子が窺えます。</p> <p>○ボランティア活動の推進 ボランティア活動の受け入れ、ボランティアの養成、学習や交流の機会の提供等に積極的に取り組んでいます。特に現在は統合育成事業において『介助者の手引き』や『遊びボランティアの手引き』を用意し、「介助ボランティア」と子どもの遊びを支援する「あそびのボランティア」を受け入れています。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>○客観的な基準に基づいた人事考課の実施 人事考課については、5年の経験年数を目安に行う人事異動時に連盟が定める一定の基準に従って行われていますが、客観的な基準に基づく人事考課は行っていません。人事考課の目的は、職員の能力開発や育成、公正な職員処遇の実現、個々の意欲を喚起し組織の活性化に役立てることとあります。客観的な基準に基づく人事考課の実施に取り組まれることを望みます。</p> <p>○利用者の安全確保のための取り組み 法人において事故や緊急時の対応マニュアルを作成し、『事故を未然に防ぐ取り組み』に、安全確保のために把握すべきリスクとその対応方法を明示し職員に周知していますが、ヒヤリハット事例やマスコミの報道事例等を基にした検討会を定期的に行い、利用者の安全確保の為に体制を今以上に強化されることを望みます。</p> <p>○利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアルの整備 個人情報保護法に基づき、『個人情報保護規程』やマニュアル等を整備し、研修も実施していますが、利用者のプライバシー保護に関する規定やマニュアルは策定されていませんでした。『個人情報保護規程』にはプライバシー保護も一部含まれていましたが、これでは十分とは言えません。個人のプライバシー権を保護することとは、一番大切な人間の尊厳を守ることと理解しています。児童一人ひとりの「個人の尊厳」、「個人の個人としての価値」「個人の内心の自由」を保障する規程が必要と考えます。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【共通評価基準】 児童館版

評価結果対比シート

受診施設名	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市松ヶ崎児童館
施設種別	児童館
評価機関名	社団法人京都社会福祉士会
訪問調査日	平成24年2月27日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	① 理念が明文化されている。	A	A
		② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A	A
		② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B	B
I-2 計画の策定	I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期計画が策定されている。	A	A
		② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A	A
	I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	① 計画の策定が組織的に行われている。	A	A
		② 計画が職員や利用者等に周知されている。	A	A
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A	B
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B	B
	I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A	A

[自由記述欄]

I-1-(1)-①	社会福祉法、「京都市児童館活動指針」が掲げる理念に基づき、「法人理念」と「松ヶ崎児童館運営方針」を策定しています。
I-1-(1)-②	法人理念に基づき、基本方針に「地域福祉推進計画」を掲げ、「児童館運営方針」と「社協信条」が職員の行動規範となっています。
I-1-(2)-①	「京都市児童館活動指針」、法人の理念・基本方針・基本計画等を明記した小冊子『社協児童館事業改善検討委員会 報告書』を配布説明し、法人及び児童館の考えや活動等を職員に周知しています。
I-1-(2)-②	法人及び松ヶ崎学区のホームページや、パンフレット、保護者懇談会等で利用者に周知していますが、地域の関係団体等、広く地域住民への資料を基にした理念や基本方針の説明は十分とは言えませんでした。
I-2-(1)-①	平成24年度からの中・長期計画に東日本大震災の教訓を生かした「災害・福祉のコミュニティづくり」を掲げ、「京都市における社協行動指針」に明記しています。
I-2-(1)-②	児童館事業と学童クラブ事業のそれぞれの年間活動計画を策定し、活動の実施状況が評価できるよう数値目標も設定しています。
I-2-(2)-①	活動計画が「児童館事業内容検討作業班」で検討後、提案を受けた「基本指針特別委員会」で策定されています。活動計画が組織的に策定された結果、現在、課題の9割に着手できています。「活動計画書／活動報告書」から分かりました。
I-2-(2)-②	住民・関係者・各職場からのパブリックコメントで策定した「京都市における社協行動指針」が共同広報誌やホームページに掲載されています。職員にはパソコン(グループウェア「デスクネッツ」)で周知しています。
I-3-(1)-①	館長の役割と責任が「専決規定」等に明記されていましたが、広報誌等で公式に表明されていませんでした。又、館長の行動は職員ヒヤリングで高く評価されていましたが、職員・利用者等からの評価を客観的に把握する方法がありません。
I-3-(1)-②	弁護士や公認会計士等で構成する「法令順守審査会」を設置していますが、法令順守に関しては、児童館関連分野以外の遵守すべき法令のリスト化までには至っていません。
I-3-(2)-①	月1回の館長会議で児童館の質に関する検討を行っています。館長はその内容を朝礼や職員会議で伝達し、実施内容・改善点等を検討しています。このことは職員会議録、月間利用報告、児童館活動記録誌、日誌などから読み取れます。
I-3-(2)-②	法人の館長会議で経営などについて話し合っています。事業所の経理については、毎月法人に報告書を提出し、法人を中心に経営の改善が図られています。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	A
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A	A
		③ 外部監査が実施されている。	A	C
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A	A
		② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C	B
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
		② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A	A
		② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A	A
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A	A
	II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	① 実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	B	B
		② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B	B
	II-3 安全管理	II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。			A	B
II-4 地域との交流と連携	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	A
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 必要な社会資源を明確にしている。	A	A
		② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B	B
		② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A	A

[自由記述欄]

II-1-(1)-①	行政担当者との懇親会や市社協館長会議、京都市児童館学童連盟の研修等で、児童館事業経営を取り巻く環境の動向の把握に努めています。
II-1-(1)-②	毎月、利用状況報告書と活動報告書を作成し、データをもとに経営上の改善課題の把握に努めています。
II-1-(1)-③	外部監査は行っていません。内部の理事会・評議員会・監事会等で監査を行い、その結果を経営の改善に役立てています。
II-2-(1)-①	事業所が作成した「職員採用計画」を法人の「人事裁定委員会」に諮ることで必要な人材を確保しています。公募による採用試験には、資格や専門知識・技術の有無、高い倫理性等をベースにした採用基準が明確に設けられています。
II-2-(1)-②	人事考課は、館長を含む全職員の自己評価→館長評価→法人評価の流れで行っています。人事考課を客観的な評価基準に基づいて行うことが法人の課題に上がっています。
II-2-(2)-①	公休・有給休暇消化や時間外勤務等の状況を「勤務実績報告書」にまとめ、客観的なデータを基に、職員の就業状況の実態や意向の把握に努めています。職員の心の健康は、市社協産業医(精神科医師)による支援で行っています。平成24年2月、「うつを持つ人とその支援」をテーマに職員研修を実施しています。
II-2-(2)-②	「共済会」と「福利厚生センター」に加入しています。法人独自では、職員の交流、健康診断、インフルエンザ予防接種等の費用を負担しています。
II-2-(3)-①	市社協職員研修の実施要綱に基本姿勢を明示しています。
II-2-(3)-②	「京都市児童館・学童保育所職員研修」は、職員個々の「研修履修表」を作成し、必須研修を計画的に履修する仕組みになっており、本事業所職員も受講しています。

- II-2-(3)-③ 研修に参加した職員に、アンケート調査の実施や、振り返りシート・研修報告書の提出を義務付け、主催者による研修成果の確認と職員間での共有化を図っています。
- II-2-(4)-① 実習生の受け入れの意義や方針を明示し、職員に周知していますが、『受け入れマニュアル』が作成されていません。
- II-2-(4)-② 短大や大学からの実習生を受け入れていましたが、平成23年度は要請がなかったこともあり、現段階で受け入れ体制の整備はできていません。
- II-3-(1)-① 安全確保を目的とした『事故・緊急時の対応マニュアル』や『事故を未然に防ぐための取り組み』を整備しています。安全確保の周知徹底には、事故や感染症等に関する検討会を、全職員の出席のもとで継続的に行うことが必要と考えます。
- II-3-(1)-② 児童館学童連盟主催の「安全指導・安全管理」「救急法」研修に参加し、事故及びヒヤリハット事例を「事故記録簿兼報告書」にまとめ、利用者の安全確保に努めています。事故防止のためのチェックリスト作成等の取り組みがありません。
- II-4-(1)-① 理念に「地域との連携による子育て支援」を掲げ、民生児童委員協議会主催「子育てサロン」への会場の提供や、広報の相互掲載等で支援しています。年数回、親子行事や保護者会(学童クラブ)の活動の中で保護者間の交流を支援しています。
- II-4-(1)-② 京都市ファミリーサポートセンター左京支部が児童館に設置されていることもあり、日常的に地域からの子育て相談に応じています。『児童館だより』等で児童館の活動内容を広く地域に開示しています。又、施設を地域に開放し、貸し出した備品が地域の関係団体が行う児童健全育成事業や地域福祉推進事業等に活用されています。
- II-4-(1)-③ 『介助者の手引き』や『あそびボランティアの手引き』等によって、介助ボランティアや遊びのボランティアを受け入れ、子どもの健全な育成を支援しています。
- II-4-(2)-① 自治連合会に加入し、地域の関係機関や団体との連携に努めています。近隣の社会資源を職員が手軽に活用できるよう、「関係機関一覧表」を職員室・館長デスクに常置しています。
- II-4-(2)-② 地域の関係機関と連携して「子育てサロン」の支援や「左京中部親子ふれあい広場」の開催、老人福祉センターやシルバーセンターによる将棋・囲碁の指導や南京玉すだれの公演等の取り組みを行っています。又、児童相談所や子育てステーション等と連携しながら地域の子育て支援の中心的な役割を担っています。
- II-4-(3)-① 京都市ファミリーサポート事業左京支部の相談援助活動等で、地域の福祉ニーズを把握しています。乳幼児親子のニーズをアンケート調査で把握し、親子で楽しめるプログラム作成に役立てています。ただし、地域の放課後児童のニーズを把握するまでには至っていません。
- II-4-(3)-②

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果		
			自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	A	A	
		② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A	C	
	Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上に意図した仕組みを整備している。	A	A	
		② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A	A	
	Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	A	
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B	B	
		③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B	B	
	Ⅲ-2 サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	① サービス内容について定期的な評価を行う体制を整備している。	A	B
			② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A	A
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。			A	A	
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A	A	
		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A	A	
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A	A	
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B	B	
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	① 利用希望者に対して活動選択に必要な情報を提供している。	B	B
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。		A	A	
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定	Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	① サービス実施計画を適切に策定している。	A	A	
		② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A	A	

【自由記述欄】

Ⅲ-1-(1)-①	「児童館活動指針」「市社協行動指針」に明示された利用者本位の基本姿勢が、児童一人ひとりのサービス実施記録に反映されています。また、人権学習は「京都市児童館・学童保育所職員研修」で履修されていました。サービス改善に向けた検討会を年度末(3月)に開催しています。
Ⅲ-1-(1)-②	『個人情報保護規程』『事務取扱要領』『個人情報取扱ハンドブック』等は策定されていましたが、利用者個々の人権保護にあたる「プライバシー保護」に関する規定は策定されていませんでした。
Ⅲ-1-(2)-①	乳幼児クラブ【年度末アンケート調査】、学童クラブ【保護者懇談会・個人懇談会】、介助ボランティア【ボランティア会議】、学童【終わりの会】等から得た意見や要望を、利用者満足の向上に役立てています。
Ⅲ-1-(2)-②	学童、保護者、ボランティア等が集う会合や日常会話で把握した利用者の意向等を、サービス改善に役立てています。改善例に登録対象年齢の引き上げ等がありました。利用者等は玄関先の掲示物で必要とする情報を知ることが出来ます。
Ⅲ-1-(3)-①	利用者は、設置された複数の相談窓口や個人懇談会、アンケート調査等でいつでも自由に声を出すことができます。『苦情解決の取り組み』に、相談内容によりルートや方法、相談相手を選択できる仕組みを明記しています。
Ⅲ-1-(3)-②	『苦情解決の取り組み』に基づいて、利用者本位のサービスの提供に取り組んでいます。苦情内容及び解決結果を、申し出た利用者個人にフィードバックしていますが、関係者全体に公表するには至っていません。
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見や提案を児童館活動の改善に役立てていますが、意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等を規定したマニュアルがありません。
Ⅲ-2-(1)-①	「あり方検討委員会」が中心となって、法人が運営する全ての児童館活動の質的改善・向上に取り組んでいます。松ヶ崎児童館の第三者評価受診は法人の34児童館で初めての試みです。今後、残りの事業所も松ヶ崎児童館と同じく受診に臨むことが計画されています。
Ⅲ-2-(1)-②	独自の自己評価システム『活動記録誌』と『区分別振り返り票』によって活動記録を整備しています。「あり方検討委員会」が中心となって、今回の松ヶ崎児童館の第三者評価の結果を法人34児童館の質の向上に役立てたいとしています。
Ⅲ-2-(1)-③	

Ⅲ-2-(2)-①	「京都市児童館活動指針」に基づいて、利用者個々へのサービス提供実践の様子が『活動記録誌』に記載されています。
Ⅲ-2-(2)-②	年度末の職員会議で『活動記録誌』から計画の妥当性を検証し、実践の振り返りと評価・改善を『年間活動報告書』にまとめています。
Ⅲ-2-(3)-①	連絡帳を活用して保護者との連携を図っています。児童館・学童クラブ事業の日誌や活動記録、個人懇談会で得た学童クラブ児童の一人ひとりの個人記録等から、日常のサービス実施の様子を理解することが出来ました。
Ⅲ-2-(3)-②	法人の『個人情報保護規程』や『文書規程』に利用者個人の情報の保護と開示、守秘義務、記録の処理方法等を明記し、利用者に関する記録と情報セキュリティの管理のあり方を職員に周知しています。
Ⅲ-2-(3)-③	職員間の情報交換と共有が職員会議で図られていますが、ケース検討会議が定期に開催されていません。
Ⅲ-3-(1)-①	サービスの提供開始に『利用案内』、パンフレット、『児童館だより』、『入会のしおり』等で児童館活動を説明し、同意を得ています。
Ⅲ-3-(1)-②	『利用案内』は挿絵入りでふり仮名を付け、利用者に分かり易いものでした。紹介用の動画やビデオ等は用意されていません。
Ⅲ-4-(1)-①	利用者アンケートからニーズを把握し、各々担当者が児童館事業と学童クラブの活動、個別と集団の援助の実施計画を策定しています。
Ⅲ-4-(1)-②	実施計画の評価・見直しを職員会議で行い、次年度計画の資料となる『活動報告書』にまとめています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【付加基準】 評価結果対比シート

児童館

受診施設名	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市松ヶ崎児童館
施設種別	児童館
評価機関名	社団法人京都社会福祉士会
訪問調査日	平成24年2月27日

【付加基準】児童館版 評価結果対比シート

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-1 遊びの環境整備	① 遊ぶ際に守るべき事項(きまり)が、利用者に理解できるように決められている	A	A
		② 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある	B	B
		③ 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している	A	A
		④ くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている	A	A
		⑤ 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている	A	A
【自由記述欄】				
A-1-①	法人が定める『事故を未然に防ぐ取り組み』を基に、「遊びのルール」を子ども達の納得の上で各部屋の壁面に掲示しています。見直しは年度末に行っています。			
A-1-②	乳幼児の親子は『じどうかんだより』等により、1カ月180人余りが参加しています。中高生は放課後、部活動や塾通いと重なっている為、日常的な利用と言える事実はありませんでした。			
A-1-③	室内外の遊具や書籍等が自由に使えるよう安全面に留意しています。大きな遊具も収納庫に整備され、自由に出し入れできるようになっています。遊戯室が各年齢層の利用時間に合わせた空間となっています。			
A-1-④	30年を迎える古い児童館である為、スペースが十分でないことを、楽しめるメニューと気楽に来館できる雰囲気のカバーしています。じゅうたん敷きの図書コーナーは乳幼児が安心してくつろげ、育成室は可動式の扉によって、用途に応じた広さに調整できます。			
A-1-⑤	乳幼児～高校生が自由に利用しています。乳幼児親子が集う“あそぼーデイ/広場活動”には児童も一緒に参加しています。親子まつり、もちつき大会、焼き芋、お楽しみ会、おみせやさんごっこ等には、地域の異年齢の子どもや大人が集っています。			

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-2 乳幼児と保護者への対応	① 乳幼児と保護者が日常的に利用している	A	A
		② 乳幼児活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている	A	A
		③ 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している	A	A
【自由記述欄】				
A-2-①	安全な遊具が備わったスペース“子育てほっと広場”に多くの乳幼児親子が日常的に通っています。「月間利用状況集計表」に来館の様子が記録されています。初めての来館者には『じどうかんだより』等で情報を提供し、継続利用に繋げています。			
A-2-②	通年実施の乳幼児活動の様子が『実施報告書』に記録されています。「子育てサロン」や「親子ふれあい広場」の運営に、地域の子育て支援ネットワークや各種子育て支援機関と協働で取り組んでいます。保護者への支援では保健師による発達・健康学習などがあります。			
A-2-③	保護者が自由に交流できるスペースと雰囲気づくりに努め、子育ての仲間づくりを支援しています。保護者が主体となって企画・準備・運営するお誕生会が、年2回、乳幼児クラブ活動で行われています。			

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-3 小学生への対応(核となる児童館活動)	① 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している	A	B
		② 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	A	A
		③ 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている	B	B
		④ 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている	A	A

【自由記述欄】	
A-3-①	利用までの経過(対象年齢・相談受理経路・相談内容等)が『子ども家庭相談援助活動記録』に記載されています。個々の児童の状態や心理に配慮した支援を行う為、全職員で検討会をもっているとのことですが、検討会の議事録が作成されていませんでした。
A-3-②	「京都市児童館・学童保育所職員研修」で学んだ個別・集団援助技術を活かし、乳幼児をパンダ組・ダンボ組に分け、年齢に適した支援を行っています。個人や集団の成長に向けた活動の様子が『相談援助ケース記録誌』や日誌に記載されています。
A-3-③	入会時に保護者へ統合育成への理解を深める内容を説明しています。発達に何かしらの障害を持つ児童等といっしょに遊び、ふれ合う中で互いの理解が深まる支援を行っています。国籍の異なる児童の来館は今のところありません。
A-3-④	“子どもクラブ”では、おやつ作りや工作、集団遊びの企画・運営を子ども自身に経験させ、子どもの主体性や想像力を養っています。“子どもクラブ”活動会議記録に活動の様子が記載されています。

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-4 中高生への対応	① 日常的に中高生の利用がある	B	A
		② 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を継続して実施している	C	C
	A-5 利用者からの相談への対応	① 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている	A	A
		② 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている	B	B
	A-6 障害児への対応	① 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている	A	A

【自由記述欄】	
A-4-①	17時～18時30分を利用時間に定め、居場所を用意し、『じどうかんだより』やポスター掲示等で常に参加を呼び掛けていますが、他の児童館同様、部活動や塾通いで利用はほとんどありません。児童館が中・高生の居場所として如何に機能させるかが課題となっています。
A-4-②	
A-5-①	保護者からの相談に日常的に応じ信頼関係を深めていることが、『統合育成ケース記録』、『学童クラブ個人懇談記録』、『相談・援助ケース記録』、『日誌』等から読み取れます。保健センターや支援センターの紹介、外部講師によるベビーマッサージや親子エアロビを提供しています。
A-5-②	「児童虐待防止」研修を履修し、「京都市児童館活動指針」に基づいて学校を休みがちな児童を含む支援体制を整えています。が、現在、支援を要する事例がないとの事です。
A-6-①	「京都市児童館活動指針」に基づき、職員は研修で専門性を身に付け、ケースカンファレンスや介助者会議の中で職員と介助者とが共通理解を図りながら障がいのある子どもを支援しています。ケース会議録や介助者会議議事録で確認いたしました。

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-7	① 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	B	B
		② 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	B	B
	A-8 広報活動	① 広報活動が適切に行われている	A	A
		② 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている	A	A

【自由記述欄】	
A-7-①	児童の健全育成等を相互に支え合う地域社会を目指し、地域の世代間交流事業や少年補導委員会等と協働して「親子まつり」や「もちつき大会」、「子どもフェスティバル」等を開催しています。また、「子育てサロン」や統合育成の介助ボランティア等では、民生児童委員協議会と相互支援の関係を築いています。地域の人々で構成する「運営委員会」は設置されていませんでした。
A-7-②	
A-8-①、②	児童館の活動内容を「松ヶ崎ホームページ」、広報誌『じどうかんだより』、「学童だより」に掲載しています。乳幼児クラブの利用が最近増えてきている等、広報が児童館の利用促進に効果を上げています。